



平成27年明けましておめでと〜うございます〜



2015年、平成27年の幕開けです。自宅で美しい真っ白な富士山を眺めながら、健康で人材とお客様と仕事と家族に恵まれた自分に有難うと思っております。

昨年アベノミクスの真価が問われ、消費税が4月に8%に上がり、円安により大企業は景気が良いが、中小零細企業は相変わらず良くならない状況が続きました。年後半には、消費税の増税は先送りされ、衆議院選挙ではアベノミクスの続投という結果になりました。全体の景気が良くなることを祈るばかりです。

当社も4月に池袋事務所を本格稼働させ、税理士法人1期目を10月に無事終了させることができました。また、お陰様で1人1人にすれば雀の涙ほどですが1年に4回のボーナスを支給することができました。

池袋事務所の運営は初の支店開設ということで大変苦労しましたが、これ乗り越えて今年初めから、板橋の山田先生の事務所と池袋事務所が合同事務所となり、「税理士法人 鳥山会計&山田会計合同事務所」となります。これにより、念願の顧問先1000件が達成できることになりそうです。

来年はいよいよ創業30周年、ご縁のある皆様と楽しい記念パーティー、イベントを企画したいと考えております。

そのためにも今年足許をしっかりと固めるとき、「安い、早い、正確で、そして感じよい」事務所を名実ともに完成させる。これにより、約50名の社員がチームワークでイキイキと仕事を行い、顧問先の皆様のお役に立つ身近な相談相手となるものと確信しております。年末には、当社が当社を自分で褒めてあげられる存在になっていることを期待して新年のご挨拶とさせていただきます。

平成27年1月吉日

鳥山昌則



税理士試験4名合格!

昨年の税理士試験に於いて、鳥山会計から4名合格しました。合格者の体験談をご紹介します

志木オフィス 笹川 嘉昭

私は前回(平成26年度)の税理士試験で消費税法を合格しました。前回の試験を受験するにあたって、平日は仕事をし、子供(長男満1歳)の世話をしながら等、まとまって受験勉強の時間をとることができませんでした。それでも合格ができたのは、効率よく勉強ができた事だと思えます。時間がないうちで、特に時間を使ったのが、テキストの読み込みでした。

また、毎週1回は予備校の方で模擬試験がありましたので、それに備えるため理論暗記時には、子供を抱っこしながら理論を音読して、子供を寝付かせたこともありました。最後に、試験勉強を支えてくれた家族と事務所の皆さんに感謝をし、仕事、試験勉強(残り1科目)を頑張りたいと思います。

合格率 消費税法(10.3%)

志木オフィス 吉崎 光雄

今回の税理士試験で財務諸表論に合格することができました。学校で全講義に出席し、与えられた課題をこなしてきたこともあり、学校に通うなかで、試験合格率の高い先生に出会えたことが、合格に大きくなっていたと思っております。

その先生は、財務諸表論の試験官が書いた論文、書籍、得意分野などを研究して作成した問題を毎回講義で配布、次の講義に解答を提出し、解答についてコメントしてくれる方法で講義を進めてくれましたので、問題を理解する力がつき、効率的に勉強をすることができました。

また、自分が苦手なところ、間違ったところをノートにまとめておいたことが、復習時に役立ちました。

次回は所得税法と消費税法を受験します。続けて合格できるよう、仕事と勉強に頑張ります。

合格率 財務諸表論(18.4%)

池袋オフィス 乾 真治

合格についての原稿をとのことでしたが、合格については他の方が有用なことを書かれています。私は昨年、住民税を受験し、その時の試験会場は早稲田大学でした。教室は階段教室で、三人掛の席でした。何となく嫌な予感があったのですが、まあ気のせいだろうと気分を落ち着かせ、開始時間を迎えました。この試験科目は例年、試験時間に対して試験問題が多く、全部を解ききれないという感じで、昨年もその傾向は変わらず、もはや速記大会と化していました。問題の難易度は前年よりもやや

上がっていたので、急ぎながらも焦って解いていました。途中、処理がわからず、どうしようかと悩んでいたら、なんと神の声がっ!と思ったら、試験監督の人が「隣の方がトイレに行きますので、席をどいてください。」とのこと。「え?」と思いながらも席を明け、動揺したまま試験を続行。あれ?どこまでやってたんやっけ?やばいかも。いや、俺やったら大丈夫や。落ち着け俺。と自分を鼓舞しつつ、問題を解き続けましたが、ふと、あれ?ここから出て行ったということは、ひよっとして...?と思っいたら、隣の人が戻ってきて、申し訳なさそうに「すみません。席に戻りますので...」「ギャー!」という出来事があり試験は終了。試験結果も終了。(※一部フィクションがあります。)

合格率 財務諸表論(18.4%) 消費税法(10.3%)

池袋オフィス 金城 樹弥

今回の税理士試験では、法人税法・所得税法・相続税法の3科目を受験しました。昨年3科目を受験していたこともあり、前回よりも多少の余裕をもって挑むことができましたが、やはり理論をまわすのは大変でうまくいかない時もありました。それでも最後まで諦めないようにし、試験の前日までは理論集を何度も読み、試験当日は余計な言葉が入らないように理論や計算を何も見ずに、リラックスできるようにして試験に挑みました。

結果としては、法人税法・相続税法は落としてしまいましたが、所得税法を合格することができたことを嬉しく思います。当事務所に採用していただいて、初めての實務を経験してまだまだ戸惑うことも多く、迷惑もかけてしましますが、今まで勉強してきたことを活かして、当事務所に貢献できるように頑張っていきたいと思えます。

合格率 所得税法(13.2%)





◆個人住民税の特別徴収が徹底されます◆

特別徴収とは事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入する制度です。

近年、個人住民税の特別徴収を推進する流れになっています。埼玉県の場合は、平成27年度から給与からの特別徴収を徹底することです。（他の首都圏の自治体でも平成27年度もしくは平成28年度から予定されているようです。）

そして、特別の理由がない限り、普通徴収（従業員が自分で納付）を希望しても認められなくなります。当事務所としては、顧問先の利便性を最優先してきていますが、今回はやむを得ず流れに従うことに致しますので宜しくお願いします。

特別な理由とは次のものがあげられています。

- A、総従業員が2人以下の事業所（専従者・乙欄・退職者を除く）
- B、他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）
- C、給与が毎月支給されていない（不定期受給）
- D、事業専従者（個人事業主のみ対象）
- E、退職者または退職予定者（5月末日まで）

AからEの普通徴収に該当する場合には、市町村に提出する給与支払報告書の摘要欄に該当理由の記号（AからE）を記載します。そして、原則として普通徴収該当理由書の提出も必要になります。

ただし、電子申告で添付できないときは、郵送しなくてもよい場合があります。（詳しくは当社担当までご連絡下さい。）

【特別徴収事務の流れ】

- ① 給与支払報告書の提出
事業主は（給与支払者）は従業員が1月1日時点で住んでいる市町村に給与支払報告書・総括表を毎年1月31日までに提出します。
- ② 特別徴収税額決定通知書の送付
市町村は提出された給与支払報告書を基に税額を計算し、毎年5月末までに書類を事業所等に送付します。
- ③ 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者と納税義務者用）を個々の従業員に交付します。

(総括表・普通徴収該当理由書の標準的な様式例)

給与支払報告書(総括表)		
所在地	事業種別	従業員総数
〇〇市町村長 宛 平成 年 月 日提出	種別	指定番号
給与支払者の名称又は氏名	〇〇市町村長 宛	〇〇市
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	〇〇市町村長 宛	〇〇市
担当者の所属課 氏名・氏名 電話番号	〇〇市町村長 宛	〇〇市
会計事務所などの名称・電話番号	〇〇市町村長 宛	〇〇市
勤務採用・中途入社の人はいですか	〇〇市町村長 宛	〇〇市
その人の前職がどこですか	〇〇市町村長 宛	〇〇市
概要欄にその旨の記載はありますか	〇〇市町村長 宛	〇〇市

普通徴収該当理由書 兼 仕切書		
略号	普通徴収該当理由	人数
A	総従業員数が2名以下(専従者・乙欄・退職者等を除く)	△
B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	△
C	給与の支払が不定期	△
D	事業専従者(個人事業主のみ対象)	△
E	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	△
合 計		△

●普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号(A-E)を記入してください。(eTAX等の電子媒体で提出する場合を含む)
●この普通徴収該当理由書の提出がないと、特別徴収対象となる場合があります。

■翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合
特別徴収できなくなる税額は最後の給与、退職手当等から差し引いて納入（※一括徴収）になります。（一括徴収すべき金額が給与・退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません）（5月退職の場合も最終月分として特別徴収で納入になります。）

【退職者・求職者の徴収方法】
退職・求職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、必ずその事由が発生した月の翌月10日までに市町村に異動届を提出します。

【納期の特例（年2回納入）】
給与の支払いを受けるものが常時10人未満の事業所は、申請により市町村長の承認を受けて、毎月納付から年2回の納付にできます。申請には、納期の特例に関する申請書の提出が必要です。特別徴収分の納期限は、6月から11月までの分は12月10日までに、12月から翌年5月までの分は6月10日までにになります。

④ 6月〜翌年5月の毎月給与支払時に個人住民税を特別徴収します。
⑤ 市町村ごとにとりまとめ、市町村から送付された納入書で納付します。（徴収した月の翌月10日が納期限になります。）



NEWS

池袋オフィスに新しい仲間が増え「税理士法人 鳥山会計 & 山田会計合同事務所」となりました。志木オフィス同様、早い、安い、正確で感じのよい事務所をより一層推進していきますので、顧問先の皆様、宜しくお願いいたします♪